六　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第二条第一項に規定する独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する共通的な制度の企画及び立案に関すること。

七　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の施行に関すること。

八　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の施行に関すること。

九　行政管理局の所掌事務に関する調査及び研究の総括に関すること。

第四十二条第一号中「各府省」の下に「及びデジタル庁」を加える。

第四十七条第二号中「第七条の規定による」を「第二条第五項に規定する」に、「個人番号カード」を「同条第七項に規定する個人番号カードの発行、交付及び管理」に改め、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条第一項に規定する署名用電子証明書及び同法第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書の発行及び管理に関すること。

第百二十三条第一項第一号ロ中「各府省」の下に「及びデジタル庁」を加える。

附則第八条を削り、附則第九条を附則第八条とし、附則第十条から附則第十八条までを一条ずつ繰り上げる。

附則第十九条第一号中「附則第二十三条第一項」を「附則第二十二条第一項」に改め、同条を附則第十八条とする。

附則第二十条第一項中「附則第二十条第一項第二号」を「附則第十九条第一項第二号」に改め、同条を附則第十九条とし、附則第二十一条を附則第二十条とし、附則第二十二条を附則第二十一条とし、附則第二十三条を附則第二十二条とする。

省令

○法務省令第三十六号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、法務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年七月二日

法務大臣　上川　陽子

法務省定員規則の一部を改正する省令

法務省定員規則（平成十三年法務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
（本省及び各外局別の定員）			（本省及び各外局別の定員）		
第一条　法務省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。			**第一条**　［同上］		
区分	定員	備考	区分	定員	備考
本省	四七、〇八四人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八五九人は、検察庁の職員の定員とする。	本省	四七、〇九一人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八六〇人は、検察庁の職員の定員とする。
出入国在留管理庁	六、〇二〇人		出入国在留管理庁	六、〇二二人	
公安審査委員会	四人	事務局の職員の定員とする。	公安審査委員会	四人	事務局の職員の定員とする。
公安調査庁	一、六九七人		公安調査庁	一、六九七人	
合計	五四、八〇五人		合計	五四、八一四人	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2　第二十八条の規定による改正後の重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行令第一条の表デジタル庁の項に掲げる庁舎に係る重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第三条第一項及び第二項の規定による指定、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による告示は、この政令の施行前においても内閣総理大臣が行うことができる。

内閣総理大臣　菅　義偉
総務大臣　武田　良太
外務大臣臨時代理
国務大臣　加藤　勝信
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
防衛大臣　岸　信夫